

兵庫県内

指定障害福祉サービス事業所・指定障害者支援施設管理者  
指定障害児通所支援事業者・指定障害児入所施設管理者 様  
(居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・短期入所・重度障害者等包括支援を除く)

兵庫県健康福祉部障害福祉局 障害福祉課長  
ユニバーサル推進課長

### 令和元年度サービス管理責任者等更新研修の実施について

このことについて、社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団に事業を委託し、下記により開催することとしましたので、お知らせします。研修の詳しい内容及び申込方法は、県立総合リハビリテーションセンター 福祉のまちづくり研究所 研修課のホームページをご覧ください。

#### 記

- 1 研修開催日 令和2年1月から令和2年3月の間に開催する全9回のうちいずれか1回(1日間)に出席
- 2 対象者 平成18年度から23年度までの間にサービス管理責任者研修又は児童発達支援管理責任者研修を受講し、サービス管理責任者等として従事している方又は従事する予定の方(複数の分野のサービス管理責任者等研修を受講された方は、初回の研修受講年度で判断してください。)
- 3 申込先 県立総合リハビリテーションセンター福祉のまちづくり研究所 研修課
- 4 申込期限 令和元年11月11日(月) 正午 必着(原則郵送)
- 5 留意事項
  - (1) 同じ事業所から申し込まれる場合は優先順位を記載してください。申込者が定員を超える場合、優先順位、サービス管理責任者等研修の受講時期等により選考を行います。
  - (2) 実施要項及び申込様式等は、県立総合リハビリテーションセンター 福祉のまちづくり研究所 研修課のホームページ(<http://www.hwc.or.jp/kensyuu/kensyu/kensyu.html>)に掲載しています。
  - (3) 受講申込みは法人又は事業所等からの推薦としています。

【担当】 健康福祉部障害福祉局障害福祉課 障害政策班  
TEL 078-341-7711 内線2969  
FAX 078-362-3911

【研修内容に関する問い合わせ先】

兵庫県立総合リハビリテーションセンター 福祉のまちづくり研究所ホームページより、研修部門の問合せページからメールにてお問い合わせください。

令和元年度  
兵庫県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 更新研修  
実施要項

**1 目的**

障害者総合支援法等の適切かつ円滑な運営を行うため、サービスの質の確保に必要な専門知識と技術を有するサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が、今後の動向を踏まえた視点の展望と役割を認識し、日常業務の内容を振り返るとともに実践内容の確認をすることによって、知識・技術の更なる底上げを図ることを目的とします。

**2 実施主体**

兵庫県から委託を受けて社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団が実施します。

**3 対象者**

平成 18 年度から 23 年度までにサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修を受講された方で、サービス管理責任者等として従事している方又は従事する予定の方（複数の分野のサービス管理責任者等研修を受講された方は、初回の研修受講年度で判断してください。）。

平成 31 年 4 月から研修制度が改正され、平成 18 年度から 30 年度までにサービス管理責任者等研修を受講された方は令和元年度から 5 年度までの間に更新研修を受講しなければ、引き続きサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として業務に従事することができなくなりましたが、特定の年度に受講者が集中することがないように、受講対象者を以下のとおりとしています。

年度	受講対象者
元年度	平成 18 年度から 23 年度までに研修を受講された方
2 年度	平成 24 年度から 26 年度までに研修を受講された方
3 年度	1. 平成 27 年度又は 28 年度に研修を受講された方 2. 令和元年度に受講申込みをしたが定員超過のため受講不可となった方
4 年度	1. 平成 29 年度又は 30 年度に研修を受講された方 2. 令和 2 年度に受講申込みをしたが定員超過のため受講不可となった方
5 年度	令和元年度から 4 年度までの間に受講申込みをしたが、やむを得ない理由で受講できなかった方

**4 研修日時・会場**

以下の日程のうちいずれか 1 日受講する必要があります。申込み用紙に希望日程を第 4 希望まで選択してください。ただし、希望とおりにならない場合もありますので、ご容赦ください。

回	日程	時間（予定）	会場
第 1 回	令和 2 年 1 月 31 日（金）	9：00～17：00	兵庫県立総合リハビリテーションセンター福祉のまちづくり研究所 3 階
第 2 回	令和 2 年 2 月 4 日（火）		
第 3 回	令和 2 年 2 月 13 日（木）		
第 4 回	令和 2 年 2 月 14 日（金）		
第 5 回	令和 2 年 2 月 19 日（水）		
第 6 回	令和 2 年 2 月 21 日（金）		
第 7 回	令和 2 年 2 月 26 日（水）		
第 8 回	令和 2 年 2 月 28 日（金）		
第 9 回	令和 2 年 3 月 3 日（火）		

## 5 修了証書の交付

- (1) 全カリキュラムを修了された方には、兵庫県知事の修了証書を交付します。
- (2) 研修終了後に手渡しする予定です。
- (3) 補講等はありません。
- (4) 遅刻、早退がある場合、研修受講態度が著しく不良な場合(注)等についても修了証書の発行を行わない場合があります。

- (注) ①他の受講者、研修会場に迷惑となる行為  
②研修の円滑な実施を妨げる行為(グループワーク等での消極的な態度も含む)  
③研修に参加するものとして好ましくない行為(携帯電話等の使用、研修に関係のない行為、居眠り等)  
④研修に関するルールを守れない場合(駐車が認められない場所への無断駐車等)

## 6 受講費用について

3000円

- ※研修に係る費用、滞在費等諸費用については、各自でご負担願います。  
※納入方法については、受講決定者に対して別途お知らせします。

## 7 申込み方法等について【必ず福祉のまちづくり研究所ホームページの「留意事項」「研修体系」「受講対象者について」を確認し、下記の書類を揃えて申し込んでください】

①	様式第1号 受講者申込書	必要事項を記入し、必ず事業所の代表者から推薦を受けてください。 ※参考資料をよく読んで、 ご記入ください。	必須 福祉のまちづくり研究所ホームページよりダウンロードしてください。
②	様式第2号 申込チェックシート	必要事項を記入してください。事業所から複数名分まとめて郵送する場合は、1枚のみ提出してください。	
③	サービス管理責任者等研修修了証書の写し (兵庫県で修了された方は必要ありません。)		他府県の研修受講者のみ
④	返信用封筒(必須) ・長形3号120mm×235mmに84円切手を貼付 ・返信先(返信宛先住所・宛先氏名・受講者氏名(宛先氏名と同一の場合は不要))を明記 ・複数名お申し込みの場合でも、お一人様につき封筒1通ずつ必要です。		必須

[申込締め切り] 令和元年11月11日(月)正午 必着 ※原則郵送。FAX、メール不可  
※締切後の申込は一切受け付けません。

[申し込み先]

〒651-2181 神戸市西区曙町1070  
総合リハビリテーションセンター  
福祉のまちづくり研究所 研修課

※「サービス管理責任者等更新研修 申込書在中」と朱書きのこと

## 8 重要事項

- (1) 令和元年度の更新研修は平成18年度～平成23年度のサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修修了者に受講していただきます。
- (2) 申込者多数の場合は、選考を行います。  
兵庫県在住の方、兵庫県内の事業所従業者を優先します。  
他の都道府県から申込をされる場合は、事前に福祉のまちづくり研究所研修課までご連絡ください。(078-927-2727 (内線 3712))
- (3) 受講決定後に受講者の変更はできません。
- (4) 受講の可否につきましては同封の返信用封筒を利用してお知らせします。  
研修日の1週間前までに連絡のない場合は、確認をお願いします。
- (5) 申込書に、未記入、押印漏れ等の不備がないよう確認してから提出してください。  
発送日については、ホームページに掲載しますので、それ以降に不着の場合は連絡してください。
- (6) 提出された書類については、返却しません。
- (7) こちらから連絡する場合は、申込担当者へ連絡します。
- (8) 申込用紙に記載された個人情報名簿作成等、研修事業以外の目的には使用しません。
- (9) 申し込みは原則郵送をお願いします。(FAX、メールでの申し込みはできません)
- (10) 申込用紙等に虚偽の内容を記載された場合は、受講決定後でも決定を取り消す場合があります。
- (11) 研修内容・申込についてのお問い合わせは、時間内をお願いします。担当者が不在の場合は、すぐに回答出来ない事がありますのでご容赦ください。
- (12) 必ず、別紙「研修における留意事項」を確認してから、申込をしてください。

【研修内容・申込について】ホームページは、福祉のまちづくり研究所 研修課で検索してください。  
※申込み期間中は、お電話での問い合わせが殺到し、担当に繋がらない、すぐに回答できない等々があります。その為、研修内容についての問い合わせは、下記 URL の研修部門のお問い合わせメールにてお願いいたします。回答については、メールかお電話で回答いたします。

福祉のまちづくり研究所ホームページから  
研修部門→お問い合わせページに移動していただき、メールにてお問い合わせください。  
<http://www.hwc.or.jp/kensyuu/form/contact/contact.cgi>

【担当】谷垣

【研修制度に関する問い合わせや相談】

兵庫県健康福祉部 障害福祉局 障害福祉課 障害政策班  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1 TEL:078-341-7711 (代表)  
【担当】向田 内線2969

【会 場】

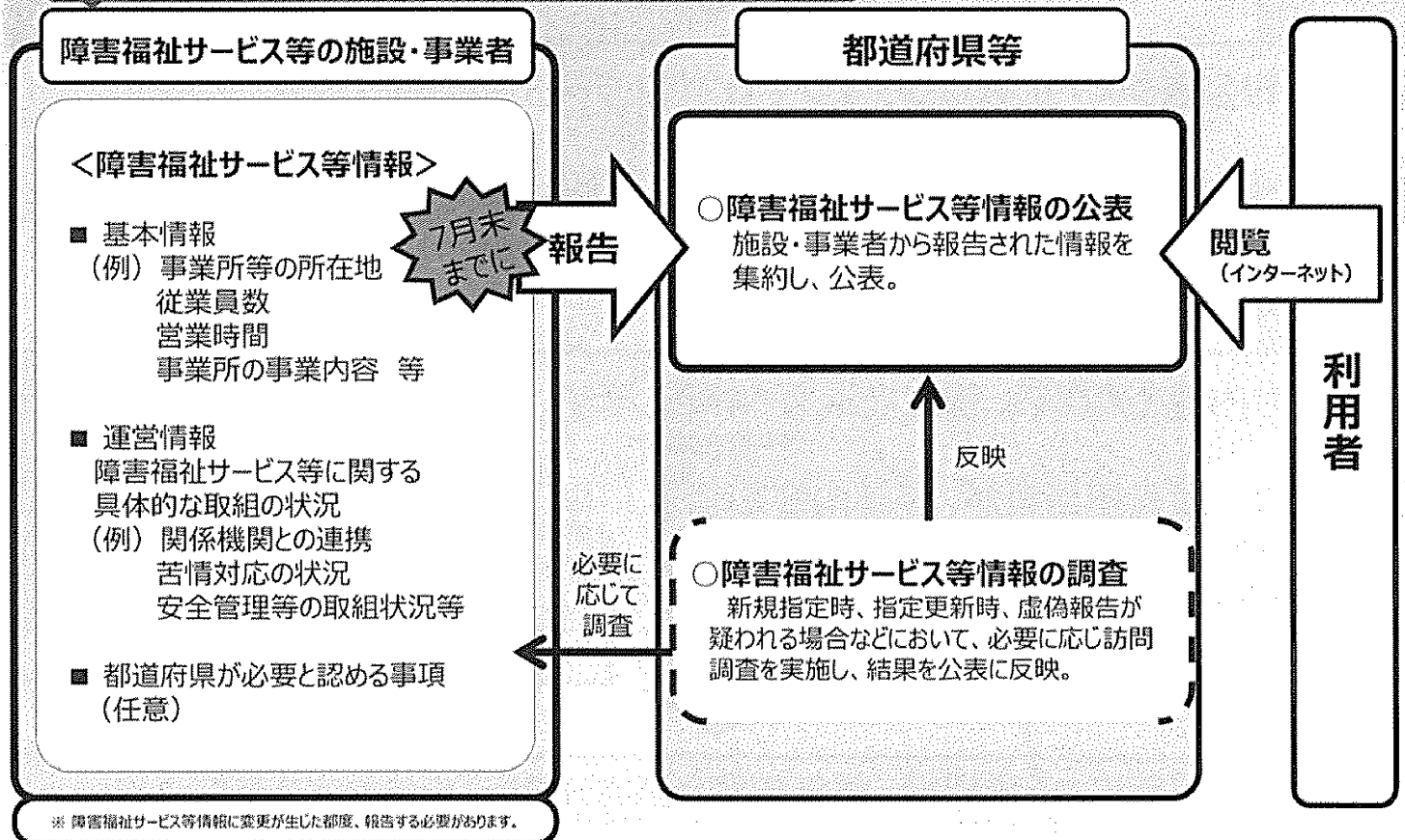
総合リハビリテーションセンター 福祉のまちづくり研究所  
神戸市西区曙町1070  
<http://www.hwc.or.jp/kensyuu/access/access.html>

# 障害福祉サービス等情報公表制度に係る手続きのご案内

平成30年4月に障害福祉サービス等情報公表制度が施行されました。

- 障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となっていました。
- このため、利用者による個々のニーズに応じた良質なサービスの選択に資することを目的として、平成28年5月に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において、① 事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事等へ報告することを求めるとともに、② 都道府県知事が報告された内容を公表する仕組みを創設しました。

**!** 障害福祉サービス等情報を都道府県等に報告する義務があります



○ 下記サービス（基準該当サービスは除く）の指定を受けている事業者及び当年度中に新規指定を受けてサービスを提供しようとする事業者が報告の対象となります。

1. 居宅介護	6. 生活介護	11. 自立訓練（生活訓練）	16. 就労定着支援	21. 地域相談支援（定着）	26. 放課後等デイサービス
2. 重度訪問介護	7. 短期入所	12. 宿泊型自立訓練	17. 自立生活援助	22. 福祉型障害児入所施設	27. 居宅訪問型児童発達支援
3. 同行援護	8. 重度障害者等包括支援	13. 就労移行支援	18. 共同生活援助	23. 医療型障害児入所施設	28. 保育所等訪問支援
4. 行動援護	9. 施設入所支援	14. 就労継続支援 A 型	19. 計画相談支援	24. 児童発達支援	29. 障害児相談支援
5. 療養介護	10. 自立訓練（機能訓練）	15. 就労継続支援 B 型	20. 地域相談支援（移行）	25. 医療型児童発達支援	









障害福祉サービス等情報公表システム関係連絡板

※ このページは、障害福祉サービス等情報公表システムに情報を登録する事業者さま向けの連絡板となります。

【障害福祉サービス等情報公表システムをご利用の事業者さまへ】

この連絡板において、本システムに関するお知らせや操作説明書（マニュアル）などの資料を整理のうえ、掲載していますので、是非ご活用ください。

 <b>お知らせ</b> <small>本システムに関する連絡事項・メールなど</small>	 <small>本システム運用スケジュール</small> <small>平成30年度の運用スケジュールについて</small>	 <b>ログイン画面</b> <small>本システムログイン画面</small>	 <small>操作説明書（マニュアル）等</small> <small>操作説明書・記入要領など</small>	 <small>よくある質問（Q&amp;A）</small> <small>本システムに関するよくあるご質問</small>	 <b>お問合せ</b> <small>公表制度に関するお問合せ</small>
--	---	--	--	--	---

1. お知らせ

(1) 本システムに関する連絡事項

連絡日	連絡内容
2019年9月11日	2019年9月15日（日）9:00から15:00まで、システムメンテナンスのため、障害福祉サービス等情報公表システムが利用できません。
2019年8月14日	2019年8月17日（日）9:00から15:00まで、システムメンテナンスのため、障害福祉サービス等情報公表システムが利用できません。
2019年7月10日	2019年7月21日（日）9:00から15:00まで、システムメンテナンスのため、障害福祉サービス等情報公表システムが利用できません。
2019年6月13日	2019年6月16日（日）9:00から15:00まで、システムメンテナンスのため、障害福祉サービス等情報公表システムが利用できません。
2019年4月11日	2019年4月21日（日）9:00から15:00まで、システムメンテナンスのため、障害福祉サービス等情報公表システムが利用できません。
2019年3月12日	2019年3月17日（日）9:00から15:00まで、システムメンテナンスのため、障害福祉サービス等情報公表システムが利用できません。
2019年2月12日	2019年2月17日（日）9:00から15:00まで、システムメンテナンスのため、障害福祉サービス等情報公表システムが利用できません。
2019年1月23日	2019年1月26日（土）9:00から19:00まで、システムメンテナンスのため、障害福祉サービス等情報公表システムが利用できません。
2018年12月18日	～メールサーバ障害のお知らせ（現在は復旧しております）～ 2018年12月17日（月）16:11～12月18日（火）14:53の間、本システムから配信されるメール（事業者情報登録通知、事業所情報登録通知、事業所情報承認申請、承認等通知、パスワードリセット通知）が遅延している状況となっております。現在は復旧しておりますのでお知らせいたします。 ご利用の皆さまに大変ご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。
2018年12月13日	2018年12月16日（日）9:00～19:00まで、システムメンテナンスのため、障害福祉サービス等情報公表システムが利用できません。
2018年11月13日	2018年11月18日（日）9:00～15:00まで、システムメンテナンスのため、障害福祉サービス等情報公表システムが利用できません。
2018年10月15日	2018年10月21日（日）9:00～15:00まで、システムメンテナンスのため、障害福祉サービス等情報公表システムが利用できません。
2018年10月10日	一部機能の見直しについて 【「事業所申請状況」及び「検索結果」の表記の見直しについて】
2018年9月28日	障害福祉サービス等の情報の公表を開始しました。
2018年9月13日	2018年9月16日（日）9:00～15:00まで、システムメンテナンスのため、障害福祉サービス等情報公表システムが利用できません。
2018年8月16日	2018年8月19日（日）9:00～15:00まで、システムメンテナンスのため、障害福祉サービス等情報公表システムが利用できません。

## ご案内メール

---

### 「障害福祉サービス等情報公表システム」登録情報に係る定期報告(年度報告)のお知らせ

---

指定障害福祉サービス等提供事業所 ご担当者様

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

障害福祉サービス等情報公表システム(以下「情報公表システム」という。)の整備・運営を行っております独立行政法人福祉医療機構情報事業部です。

現在、皆様のご協力のもと情報登録をいただいております情報公表システムの運用につきましては、障害福祉サービス等情報公表制度に基づき、各都道府県等において策定される実施要綱に沿って、情報公表にかかる登録内容の更新等について、年1回の定期的な報告が求められています。

つきましては、現在情報公表システムへ申請・登録いただいている事業者情報につきまして、毎年5月に情報公表の内容について、定期報告(更新)をいただきますようお願いいたします。

#### ◆障害福祉サービス等情報公表システム関係連絡板のご案内◆

本システムに関するお知らせやマニュアルなどを掲載していますので、ご活用ください。

▼障害福祉サービス等情報公表システム関係連絡板

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/shofukuinfopub/jigyoo>

#### ◆「障害福祉サービス等情報公表システム」へのログイン手順◆

下記のログインURLにアクセス頂き、ログインID/パスワードを使用してシステムにログインしてください。

▼システムのログインURL：<https://www.int.wam.go.jp/sfkohyoin/>

#### <ご参考>

#### ◆各都道府県等担当者の連絡先◆

「障害福祉サービス等情報公表制度」は都道府県等が実施する制度となりますので、お問合せにつきましては、障害福祉サービス等事業所の指定を受けた各自治体までお問合せいただきますようお願い申し上げます。

※パスワードをお忘れの方は、システムログイン画面の「お知らせ」にある「パスワードをお忘れの場合はこちら」の「こちら」をクリックしてください。

※ログインID等が不明な場合は、障害福祉サービス等事業所の指定を受けた各自治体までお問合せください。

#### ▼各都道府県等担当者の連絡先

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/syogai/shofukupubsys/shofukupubsys03.html>

---

#### ◆障害福祉サービス等情報公表システム関係連絡板のご案内◆

本システムに関するお知らせやマニュアルなどを掲載していますので、ご活用ください。

▼障害福祉サービス等情報公表システム関係連絡板

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/shofukuinfopub/>

▼障害福祉サービス等情報公表システム操作説明書(全体版)

[https://www.int.wam.go.jp/sec/content/files/shofukupubsys/manual/shofuku\\_manual\\_1.1.pdf](https://www.int.wam.go.jp/sec/content/files/shofukupubsys/manual/shofuku_manual_1.1.pdf)

なお、新規事業所の申請・登録に関しましては、事前に各都道府県等における基本情報の登録を経た後に、事業者による手続きが可能となります。ご不明な点などがございましたら、下記ヘルプデスクまでお問い合わせください。

(※従来より新規事業所について適宜ご登録をいただいている都道府県等におかれましても、一律ご案内させていただいております。)

情報公表システムの適正な運用に際し、ご理解、ご協力の程宜しく願いいたします。

ご不明な点などがございましたら、お手数ですが、都道府県等専用のヘルプデスクまで直接お問い合わせください。

<WAM NETヘルプデスク>

◎問い合わせフォーム：

<https://www.int.wam.go.jp/sec/opndom/wamappl/ssinq.nsf/fInquiry?Open>

◎電話：03-3438-0250（受付時間：平日9:00～17:00）

▶ [閉じる](#)



事務連絡  
令和元年9月27日

各障害児通所支援事業所管理者 様  
(政令市・中核市を除く)

兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課長

障害児通所支援事業における自己評価結果公表について（周知）

平素から本県の障害児通所支援事業の推進に格別のご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、標記の件については、昨年度より、兵庫県の電子申請システムにより、報告をいただいているところですが、1年に1度更新することとなっているため、今年度につきましても、保護者へのアンケート、職場での検討を行っていただき、自己評価結果の更新等行っていただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 対象となる支援：

児童発達支援（医療型児童発達支援は除く）及び 放課後等デイサービス

2 報告期限

令和2年2月29日(土) ※早めに報告してください。

ただし、令和元年度に新規指定した事業所については、指定日から1年以内に自己評価等の公表を行い、報告を行ってください。

指定日以降1年間は減算しませんが、猶予期間を超えた場合は当該月から減算の適用となります。（例：R1.9.1に新規指定→R2.8.31までは減算なし）

3 減算の適用期間及び適用範囲：

「報告がされていない月」から「当該状態が解消されるに至った月まで」、  
利用児童全員について15%の減算を適用。

★公表・報告していないにも関わらず、通常請求すると国保連エラーとなります。★

4 報告方法

(1) 兵庫県への報告方法： 下記指定 URL から入力 ※メール報告ではありません。

●指定URL（入力用フォームへのリンク）●

<https://www.shinsei.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/dform.do?id=1535618518318>

(次ページに続く)

## 【実施方法】

次の①から⑦の手順で自己評価を行い、その結果を公表する。

- ① 保護者等に対して、「児童発達支援・放課後等デイサービス評価表【保護者用】」（別添様式1）を配布したアンケート調査を実施する。
- ② 保護者等から回答及び「ご意見」欄の記述を取りまとめる。  
注）アンケート結果については、5年間保存しておくこと。
- ③ 保護者等による事業所評価の結果を踏まえた職員全員での討議を通じた項目ごとの事業所評価を実施する。
- ④ 「児童発達支援又は放課後等デイサービス事業に係る自己評価結果公表用」（別添様式2）により、速やかに職員間で課題や改善すべき点についての検討を行い、改善目標や改善内容を立案する。なお、討議の結果は書面に記録し、職員間で共有する。  
注）職場での討議記録については、5年間保存しておくこと。
- ⑤ 取りまとめた別添様式2を事業所ホームページに掲載して公表する。  
注）ブログ等への掲載では不可。事業所等の公式ホームページに掲載すること。
- ⑥ 公表した改善目標・内容に沿った速やかな取り組みを行い、事業所の更なる質の向上を図る。
- ⑦ 上記指定 URL 入力フォームにより必要項目を入力し、報告する。

## 【その他】

- (1) 入力内容に修正が生じた場合も指定 URL からの入力で報告してください。
- (2) 多機能型の場合は、自己評価結果の公表については、多機能事業所全体で公表しても差し支えないこと。（「児童発達支援」と「放課後等デイサービス」）
- (3) 様式は、独自様式でも使用可であるが、規定項目は全て満たす必要がある。
- (4) 概ね、1年間に1度は、再評価して公表・報告してください。

<p>（問合せ先：兵庫県） 障害福祉局障害福祉課障害福祉基盤整備班 TEL 078-341-7711 阪神南・阪神北・東播磨地域 （担当：中井 内線：3012） 北播磨・中播磨・西播磨・但馬・丹波・淡路地域 （担当：桧垣 内線：2968）</p>
---

☆ 中核市内の事業所は、各中核市ごとに申請方法・申請時期等が異なりますので、各中核市の担当課にお問い合わせください。

## 障害児通所支援事業者の指定取消事案の発生について（通知）

【令和元年9月30日付け障福第 1738号兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課長】

標記のことについて、加古川市に所在する放課後等デイサービスを行っている事業者に対して令和元年9月19日付けで指定取消を行いました。

指定取消の主な理由は、

- ① 個別支援計画の作成業務など児童発達支援管理責任者として果たすべき一連の責務を行わなかったにもかかわらず、未作成による減算を行わずに基本報酬を不正に請求した。
- ② 実際の職員配置では、関連する加算の算定要件を満たしていないにもかかわらず、当該加算を不正に請求した。
- ③ 上記①、②の事実を隠蔽するための書類偽装を従業員へ作成を指示し検査妨害を行うとともに、その虚偽の書類を監査において、提出・提示し、虚偽報告、虚偽答弁を行った。  
など、個別支援計画等の書類偽造、監査における虚偽報告、虚偽答弁という悪質な行為が認められたことから、発覚後、速やかに行政処分を行いました。今後、このような著しい不正が認められた場合は、今回同様に、厳正に対処しますので、十分ご留意をお願いします。

### （留意事項）

- サービス提供に必要なとされる従業者を確保し、適正な勤務体制によるサービス提供を行うとともに、雇用関係手続きや記録（出勤簿等）を適正に行うこと。
- 提供したサービス内容については、提供の都度、具体的に記録を行うこと。
- 上記1及び2に基づき、適正に報酬請求を行い、会計処理すること。
- 利用者からの苦情には真摯に対応するとともに、身体拘束の禁止及び虐待等の禁止には万全を期すこと。

## 非常災害・防犯対策

- 設置者・管理者は、非常災害に備えて消火設備等の必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画（消防計画、風水害・地震等の災害計画）を立て、非常災害時の避難方法や、関係機関・団体への通報及び連絡体制を明確にするとともに、それらを定期的に職員や保護者に周知しなければならない（基準省令事項）
- 設置者・管理者は、非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない（基準省令事項）
- 設置者・管理者は、重大な災害の発生や台風の接近等により危険が見込まれる場合には、子どもの安全確保のために、状況に応じて児童発達支援センター等を休所とする等の適切な対応を行うとともに、保護者や保育所等の関係機関・団体との連絡体制を構築しておく必要がある。また、地震や風水害等の緊急事態に対して、重要な事業を継続又は早期に復旧させるための事業継続計画（BCP）を策定することが望ましい
- 職員は、障害種別や障害の特性ごとの災害時対応について理解しておくとともに、児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画に災害時の対応方針を記載し、保護者に対応方針について理解を得ておくことも必要である
- 設置者・管理者は、外部からの不審者の侵入を含め、子どもが犯罪に巻き込まれないよう、事業所として防犯マニュアルの策定や、地域の関係機関・団体等と連携しての見守り活動、子ども自身が自らの安全を確保できるような学習支援など、防犯に係る安全確保への取組を行う必要がある

◇各市町の連絡先

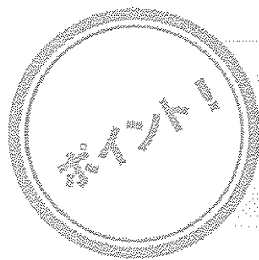
No	市町名	担当課	電話番号
1	神戸市	危機管理室	078-322-6456
2	姫路市	市長公室 危機管理室	079-223-9595
3	尾崎市	危機管理安全局 企画管理課	06-6489-6565
4	明石市	総務局 総合安全対策室	078-918-5069
5	西宮市	防災総括室 地域防災支援課	0798-35-3599
6	洲本市	総務部 消防防災課	0799-24-7623
7	芦屋市	都市建設部 防災安全課	0797-38-2093
8	伊丹市	総務部 危機管理室	072-784-8160
9	相生市	企画総務部 危機管理課	0791-23-7132
10	豊岡市	政策調整部 防災課	0796-23-1111
11	加古川市	総務部 危機管理課	079-427-9717
12	たつの市	総務部危機管理課	0791-64-3219
13	赤穂市	市長公室 危機管理担当	0791-43-6866
14	西飾市	くらし安心部 防災安全課	0795-22-3111
15	宝塚市	都市安全部 危機管理室 総合防災課	0797-77-2078
16	三木市	総合政策部 危機管理課	0794-89-2370
17	高砂市	企画総務部危機管理室	079-443-9008
18	川西市	総務部危機管理課	072-740-1145
19	小野市	市民安全部 防災グループ	0794-63-3387
20	三田市	危機管理課	079-559-5057
21	加西市	総務部 危機管理課	0790-42-8751
22	篠山市	市民生活部 市民安全課	079-552-1116
23	養父市	危機管理室 防災安全課	079-662-2899
24	丹波市	生活環境部 くらしの安全課	0795-62-0250
25	南あわじ市	危機管理部 危機管理課	0799-43-5203
26	朝来市	危機管理室 防災安全課	079-672-6112
27	淡路市	危機管理部 危機管理課	0799-64-2555
28	宍粟市	まちづくり推進部 消防防災課	0790-63-3119
29	加東市	総務財政部防災課	0795-43-0403
30	猪名川町	総務課 危機管理室	072-766-8703
31	多可町	生活安全課	0795-32-4777
32	稲美町	経済環境部 危機管理課	079-492-9168
33	福原町	危機管理グループ	079-435-0991
34	神岡町	住民生活課	0790-34-0963
35	市川町	総務課	0790-26-1010
36	福崎町	住民生活課	0790-22-0560
37	太子町	総務部 企画政策課	079-277-5998
38	上郡町	住民課	0791-52-1115
39	佐用町	企画防災課 防災対策室	0790-62-0664
40	香美町	防災安全課	0796-36-11190
41	新温泉町	町民安全課 防災安全室	0796-82-5621

# 水防法・土砂災害防止法が改正されました

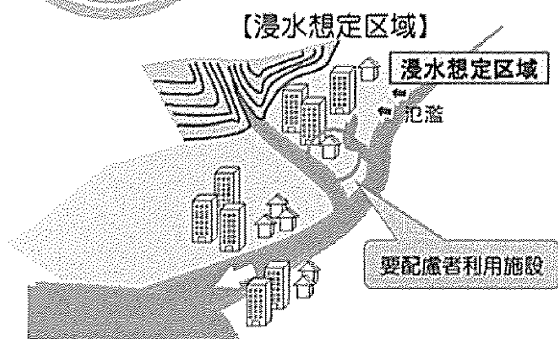
～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

※ 土砂災害防止法の正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です。

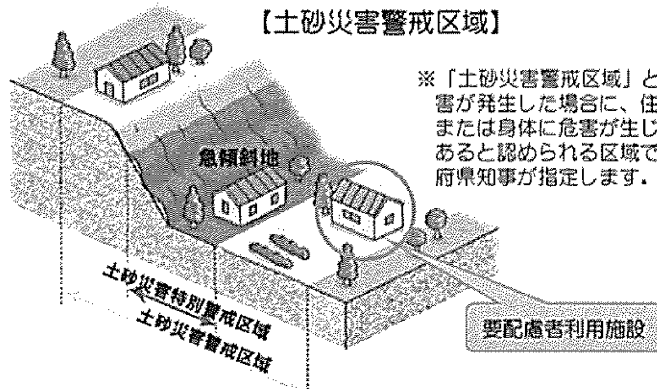
「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。



浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務**となりました。 ※ 市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。



※「洪水浸水想定区域」とは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、河川等管理者である国または都道府県が指定します。



※「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、都道府県知事が指定します。

## 要配慮者利用施設

とは…

社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。

例えば

### (社会福祉施設)

- ・老人福祉施設
- ・有料老人ホーム
- ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
- ・身体障害者社会参加支援施設
- ・障害者支援施設
- ・地域活動支援センター
- ・福祉ホーム
- ・障害福祉サービス事業の用に供する施設
- ・保護施設
- ・児童福祉施設
- ・障害児通所支援事業の用に供する施設
- ・児童自立生活援助事業の用に供する施設
- ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設
- ・子育て短期支援事業の用に供する施設
- ・一時預かり事業の用に供する施設
- ・児童相談所
- ・母子・父子福祉施設
- ・母子健康包括支援センター 等

### (学校)

- ・幼稚園
- ・義務教育学校
- ・特別支援学校
- ・小学校
- ・高等学校
- ・高等専門学校
- ・中学校
- ・中等教育学校
- ・専修学校（高等課程を置くもの） 等

### (医療施設)

- ・病院
- ・診療所
- ・助産所 等

※ 義務付けの対象となるのは、これら要配慮者利用施設のうち、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設です。

# 1

## 避難確保計画の作成

※「避難確保計画の作成の手引き」を国土交通省水管理・国土保全局のホームページに掲載していますので、計画作成の参考としてください。

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保**を図るために必要な次の事項を定めた計画です。
  - > 防災体制
  - > 避難誘導
  - > 施設の整備
  - > 防災教育及び訓練の実施
  - > 自衛水防組織の業務（※水防法に基づき自衛水防組織を置く場合）
  - > そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置 に関する事項
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、**施設管理者等の皆さまが主体的に作成いただくことが重要です。**
- 作成した避難確保計画は、職員のほか、利用者やご家族の方々も日頃より確認することができるよう、その概要などを**共用スペースの掲示板などに掲載しておくことも有効です。**

## 2

### 市町村長への報告

- 避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を市町村長へ報告する必要があります。

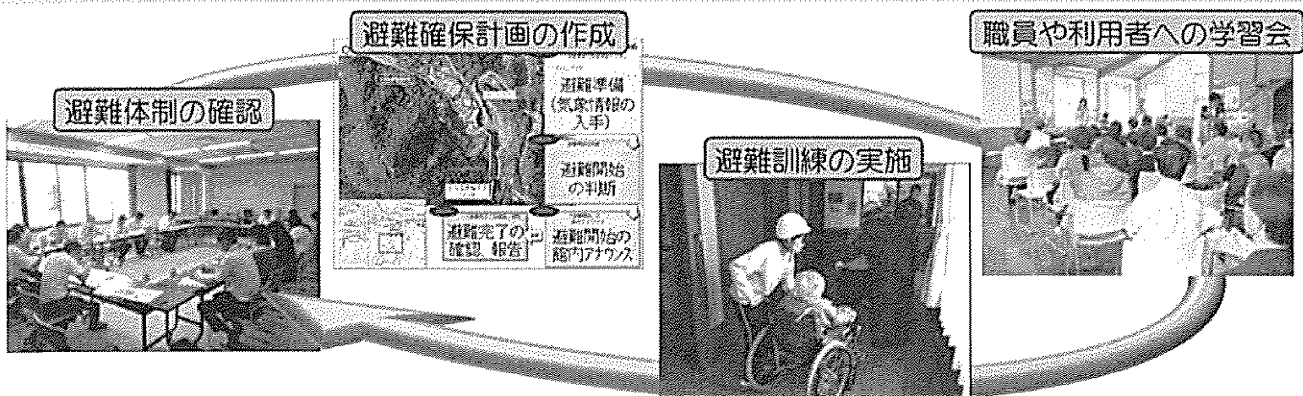
- 避難確保計画を作成しない要配慮者利用施設の管理者等に対して、市町村長が必要な指示をする場合があります。
- 正当な理由がなく、指示に従わないときは、市町村長がその旨を公表する場合があります。

## 3

### 避難訓練の実施

- 避難確保計画に基づいて避難訓練を実施します。職員のほか、可能な範囲で利用者の方々にも協力してもらうなど、多くの方々参加することで、より実効性が高まります。
- ハザードマップを活用するなどして、水害や土砂災害に対して安全な場所へ速やかに避難するなど、浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施することが重要です。

避難体制のより一層の強化のために、関係者が連携して取り組むことが重要です！



### 問い合わせ先

市町村地域防災計画（避難場所・避難経路など）・ハザードマップに関すること  
施設の所在する市町村へお問い合わせください。

浸水想定区域・土砂災害警戒区域等の指定に関すること

洪水浸水想定区域についてはその河川を管理する河川事務所へ、土砂災害警戒区域等については都道府県へお問い合わせください。

法改正に関すること

水防法関係

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

土砂災害防止法関係

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

TEL : 03-5253-8111 (代表) URL : <http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/index.html>